

最高裁秘書第5746号

令和元年12月16日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

令和元年11月19日付け（同月20日受付、第014474号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

「労働審判手続におけるテレビ会議の方法による期日の実施状況（平成28年）」と題する文書（片面で7枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

## 労働審判手続におけるテレビ会議の方法による期日の実施状況（平成28年）

（H29.3.23 行政局）

### 1 報告を求めた庁（労働審判手続におけるテレビ会議の活用に向けた取組のパイロット庁）

静岡地裁（沼津支部），神戸地裁（姫路支部），名古屋地裁（岡崎支部），福岡地裁（久留米支部），釧路地裁（帶広支部）

### 2 報告対象事件

- ① 平成28年3月1日以降に終局した労働審判事件のうちテレビ会議の方法による期日を実施した事件（以下「実施事件」という。）
- ② 上記①を除き、平成28年3月1日以降に終局した労働審判事件のうち当事者の一方又は双方の住所等が上記1の各支部管内にある事件（以下「不実施事件」という。）

### 3 報告のあった件数（平成28年3月終局分から12月終局分まで10ヶ月間）

60件

（内訳）実施事件・・・4件（※）

不実施事件・・・56件

※ パイロット庁以外の庁においてテレビ会議の方法による期日を実施した事件は3件あった（平成27年12月18日付け行政局長書簡に基づく報告）。これらの事件についても、行政局から報告庁に照会し、その概要について情報提供を得た。

### 4 実施事件について

#### （1）事件の内容と進行

##### ケース1：地位確認及び賃金請求事件（パイロット庁）

申立人、相手方（いずれも代理人あり）とともに支部管内に住所等を有する。

第1回期日終了後に裁判所からテレビ会議利用について打診したところ、双方から利用申出があり、第2回期日は双方の当事者、代理人が受託庁（支部）に出頭し、労働審判委員会のいる委託庁とテレビ会議を接続して期日を実施した。第2回期日において労働審判委員会が調停案を提示したが、合意に至らなかつたため、同期日において労働審判をした。

#### ケース2：地位確認、賃金及び損害賠償請求事件（パイロット庁）

申立人、相手方（いずれも代理人あり）ともに支部管内に住所等を有する。

第1回期日終了後に裁判所からテレビ会議利用について打診したところ、双方から利用申出があり、第2回期日は双方の当事者、代理人が受託庁（支部）に出頭し、労働審判委員会のいる委託庁とテレビ会議を接続して期日を実施した。期日間である程度話がまとまっており、第2回期日において調停条項の細かい部分を詰めた上で、調停が成立した。

#### ケース3：地位確認、賃金及び損害賠償請求事件（パイロット庁）

申立人、相手方（いずれも代理人あり）ともに支部管内に住所等を有する。

第1回期日終了後に裁判所からテレビ会議利用について打診したところ、申立人から利用申出があり、第2回期日以降は、申立人は受託庁（支部）に、相手方は委託庁に出頭し、テレビ会議を接続して期日を実施した。第2回期日において調停案を提示し、第3回期日において調停が成立した。

#### ケース4：地位確認及び賃金請求事件（パイロット庁）

申立人、相手方（いずれも代理人あり）ともに支部管内に住所等を有する。

第1回期日において裁判所からテレビ会議利用について打診したところ、双方から利用申出があり、第2回期日は双方の当事者、代理人が受託庁（支部）に出頭し、労働審判委員会のいる委託庁とテレビ会議を接続して期日を実施した。第2回期日において労働審判委員会が調停案を提示したが、合意に至らなかつたため、同期日において労働審判をした。

#### ケース5：賃金及び損害賠償請求事件（パイロット庁以外の庁）

A地裁に係属する事件であり、申立人（代理人あり）はA地裁管内に、相手方（代理人あり）はB地裁管内に住所等を有する。

第1回期日終了後に裁判所からテレビ会議利用について打診したところ、相手方から利用申出があったが、第2回期日はB地裁の審判廷を確保することができず、電話会議の方法により期日を実施した。第3回期日は申立人がA地裁（委託庁）に、相手方がB地裁（受託庁）に出頭し、労働審判委員会のいる委託庁とテレビ会議を接続して期日を実施した。第3回期日において調停が成立した。

### ケース6：損害賠償請求事件（パイロット庁以外の庁）

C地裁に係属する事件であり、申立人（代理人あり）はC地裁管内に、相手方（代理人あり）はD地裁管内に住所等を有する。

第1回期日終了後に裁判所からテレビ会議利用について打診したところ、相手方から利用申出があり、第3回期日は申立人がC地裁（委託庁）に、相手方がD地裁（受託庁）に出頭し、労働審判委員会のいる委託庁とテレビ会議を接続して期日を実施した。第3回期日において労働審判委員会が調停案を提示したが、合意に至らなかつたため、同期日において労働審判をした。

### ケース7：地位確認、賃金及び損害賠償請求事件（パイロット庁以外の庁）

E地裁に係属する事件であり、申立人（代理人あり）はF地裁管内に、相手方（代理人あり）はE地裁管内に住所等を有する。

第1回期日前に申立人から利用申出があり、申立人はF地裁（受託庁）に、相手方はE地裁（委託庁）に出頭し、テレビ会議を接続して第1回期日を実施した。第1回期日において労働審判委員会が当事者の陳述聴取、争点及び証拠の整理を行った上で調停案を提示し、調停が成立した。

#### (2) (1)の各ケースの特徴

- ① 当事者双方に代理人がついている。
- ② ほとんどのケースにおいて、裁判所からテレビ会議利用の打診を行っている。
- ③ ほとんどのケースにおいて、テレビ会議の方法による期日を実施したのは第2回期日以降である（第1回期日は当事者双方とも本庁に出頭している。）。
- ④ テレビ会議の方法による期日においては、主に調停に向けた話し合いが行われている。

#### (3) 円滑な進行のために行った準備の例

- ・ 受託庁との間で事前にテレビ会議システムの動作確認を行った。
- ・ 期日当日の当事者の審判廷への出入りについて受託庁と打合せを行った。
- ・ 受託庁に対して出頭カードを事前に送付した。
- ・ 申立人代理人に対し出頭場所について事前に連絡をした。
- ・ 書画カメラの利用の有無について打合せを行った。

#### (4) テレビ会議を利用した感想、今後の課題等

- ・ 調停成立の期日など、協議しなければならない事項が少ない場合には有益である。
- ・ 当事者の表情がわかりづらく、労働審判委員会の意見がどの程度受託庁にいる当事者に伝わっているのか判断しづらいことがある。
- ・ 複数の者が同時に話すと聴き取りにくくなるので、期日の冒頭で、人証調べの際にする説明と同様の説明をするのがよい。
- ・ 委託庁が希望する日時に受託庁のテレビ会議システムを利用することができるか

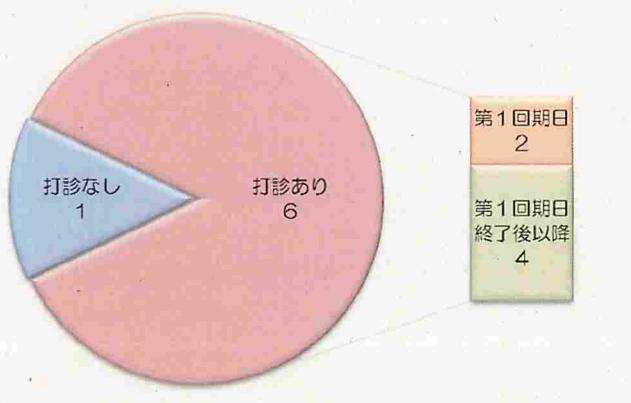
が課題となる。

- ・ テレビ会議システムの電話帳の登録を隨時行っておく必要がある。
- ・ 労働審判手続においてテレビ会議を利用できることを代理人が把握していなかつたため、今後一層の情報発信を行う必要がある。
- ・ 受託庁（支部）は労働審判事件を取り扱っていないため、労働審判手続に精通していない。受託庁の職員が当事者から手続に関する質問を受けた場合の対応方法について、事前に明確にしておく必要がある。
- ・ 委託庁・受託庁間においては、事件手続以外の打合せ等の際に普段からテレビ会議システムを使用し、機材の操作に熟達していることが、期日の円滑な進行につながる。
- ・ テレビ会議システムの操作は実際には簡単であるのであまり不安に思う必要はないことや、受託庁の事務負担を考えて利用をためらう必要はないことについて、審判官と書記官との間で共通認識を持ち、テレビ会議の利用が必要と思われる事件については遠慮せずに利用していく必要がある。

#### ※ 実施事件に関する補足

実施事件全体（パイロット庁以外の庁における実施事件も含む。）の分析結果について補足する。

##### ① 裁判所からの打診について



- ・ 実施事件についてはほとんどの事件で裁判所からの打診を行っており、不実施事件において裁判所から打診をした事件がほとんどない（後記5(3)）のと対照的である。
- ・ 現状としては、裁判所の打診なしにテレビ会議が利用されることがほとんどないことから、労働審判手続においてテレビ会議を利用できることを広く周知できているとまでは言えず、また、テレビ会議を利用できるということを当事者や代理人が認識していたとしても、どのような場面で利用したらよいか、利用する際にどのような手続が必要なのかということまでは知られていないとも思われる。そこで、当

当事者が遠隔地に居住しているような場合には、裁判所から積極的にテレビ会議の利用を打診するのが相当であると考えられる。

## ② テレビ会議を利用した期日の回数について



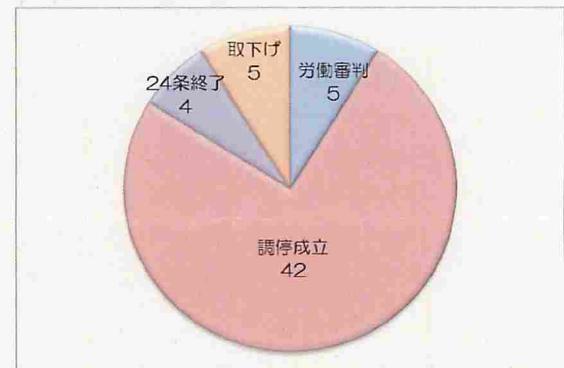
- 第1回期日からテレビ会議を利用した例もあるが（なお、この事件では第1回期日において調停成立に至っている。），第1回期日は当事者双方が申立てを受理した裁判所に直接出頭し、争点及び証拠の整理や証拠調べ等を行った上で、第2回期日以降で調停に向けた話し合いをする際にテレビ会議を利用している例が多い。

## 5 不実施事件について

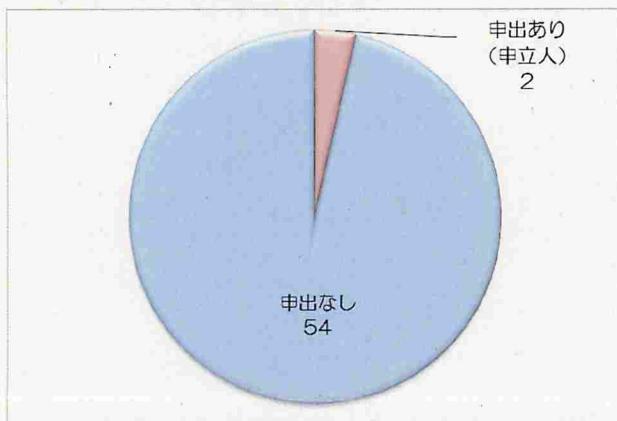
### (1) 当事者の住所等



### (2) 終局事由

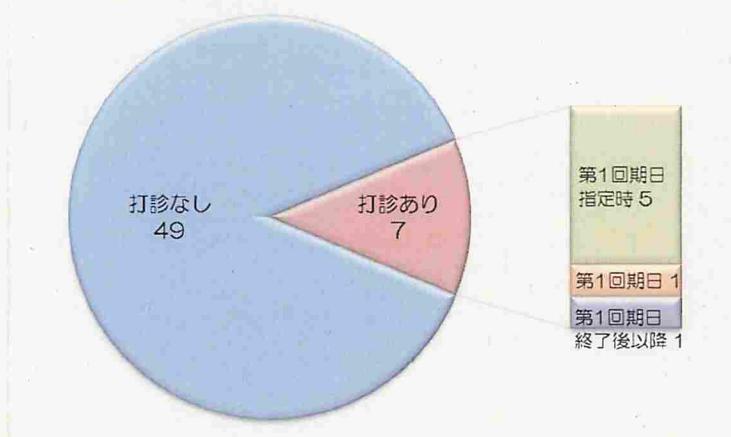


### (3) 当事者からの申出の有無



- 当事者からの申出があったにもかかわらず不実施となった理由としては、それぞれ、当事者側の希望日と裁判所側のテレビ会議実施可能日の調整がつかず、当事者側が改めて利用しない旨の申出をしたことや、テレビ会議実施予定期日前に申立人が訴訟移行を希望し、24条終了により終結したことによる。

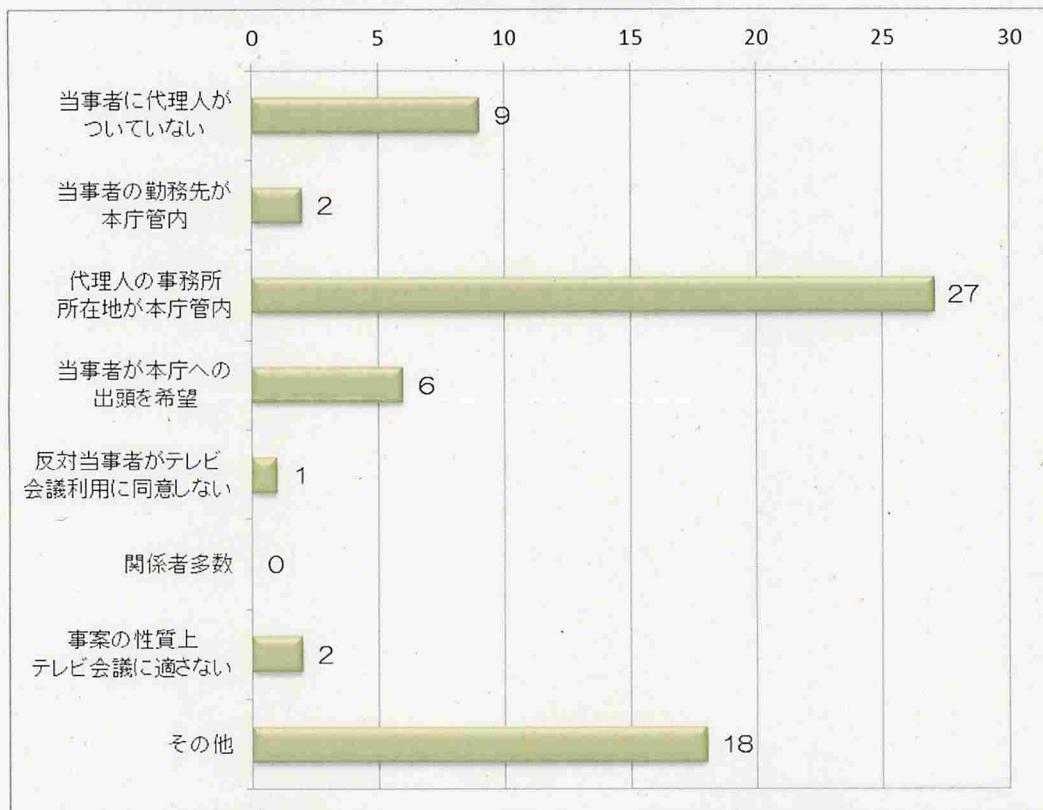
### (4) 裁判所からの打診の有無



- テレビ会議の方法による期日を実施しなかった事件56件のうち、裁判所からの打診を行った事件は7件あった。

打診を行ったにもかかわらず不実施となった理由としては、当事者が本庁への出頭を希望したものが5件、当事者双方で話し合った結果、支部において申立てを直すことになったものが1件、当事者もテレビ会議の利用を希望したが、当事者が希望する日と、裁判所側がテレビ会議を実施できる日の調整ができなかったものが1件だった。

(5) テレビ会議を利用しなかった理由（複数回答可）



- ・ テレビ会議を利用しなかった理由として最も多かったのは、「代理人の事務所所在地が本庁管内」であり、半数近くの事件がこれに当たる。
- ・ 「事案の性質上テレビ会議に適さない」事件としては、事案が複雑で、直接労働審判官の面前でやりとりをするのが望ましい事件や、パワーハラスメントの有無や損害の業務起因性等論点が多岐にわたる事件が挙げられている。
- ・ 「その他」の理由としては、取組開始前に申立てのあった事件であること、期日を実施する前に取下げや24条終了により事件が終局したこと、申立ての時点では相手方に代理人がつかないことが予想されたこと等が挙げられている。

以上